

第4回多治見市人権施策推進指針策定委員会議事録

日 時：令和7年2月27日（木）14:00～14:50

場 所：多治見市役所本庁舎 2階中会議室

出席委員（敬称略）：榎澤幸広（委員長）、三宅和世（副委員長）、田財博史、青木鎌太郎、鈴木直樹、島津和世

事務局：伊藤徳朗、勝見祐子、今井光春、玉野いづみ

1 議事

（1）多治見市人権施策推進指針について

○委員長 定刻になりましたので、第4回多治見市人権施策推進指針策定委員会を開催いたします。会議に入る前に資料の確認をいたします。第4回多治見市人権施策推進指針策定委員会次第、多治見市人権施策推進指針となります。

ここまで、3回の策定委員会で委員の皆様からご意見を出していただき、更に修正の提案をシートで提出していただいたことで、かなり練れた指針となっていると思います。最後の詰めになりますので、まだ気付く点を委員の皆様方にご意見いただければと思います。それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局 今回提示しました資料は、前回の策定委員会でいただいた意見、意見シート、庁内での各課確認、パブリックコメントを反映させていただいています。ただ、パブリックコメントについては意見がありませんでした。

また、資料編として、人権関係の年表、法令、相談機関一覧を付け加えさせていただいています。あわせて注釈についても、前回まで意見いただいた用語と第2次人権施策推進指針に記載されているものを掲載しています。ここも併せて確認をお願いします。

○委員 モデル都市宣言についてですが、昭和51年に多治見市が宣言したのですが、これは原文のままでしょうか。7ページの「3 指針の位置づけ」の箇所で、県の改定のこと追加されていますが、その点を教えていただきたい。また、この部分の改定の文字が異なっているので統一したほうが良いです。

また、国と県が入ったことによって、「上位計画、国や県の各種計画との整合、連携をはかりつつ策定します」ということになると、国・県の説明の下に入れて書きぶりを変えてはどうかと思います。

○事務局 モデル都市宣言については原文のまま記載しております。県の改定については、県の指針との整合・連携しているので追加しました。

○委員長 第1回委員会時、私から県はどう言っているのか確認した内容を追加していただきました。

○委員 9ページ下から3行目の「いじめ、インターネット上での」から「虐待」に

についても追加していると思われます。その代わりに、以前は「人権にまつわる課題が」という文言がありましたが、それが無くなったことによって、一番最後の「それらの課題への対応が求められています。」にあるそれらの課題とは何を指すかが分からなくなったのではないかと思います。

○事務局 「それらへの対応が求められています」に修正します。

○委員長 10ページの学校教育の一つ目の○の箇所ですが、「ひびきあい活動」について説明したほうが良いかと思います。

○事務局 この点は教育研究所に確認して、追加します。

○委員 11ページ下から4行目、「多治見市人権に関する市民意識調査」とありますが、9ページから略称になっているので、修正したほうが良いです。

○委員長 13ページ2段落目の文頭を一文字下げてください。18ページの子どもの箇所ですが、2行目「児童の権利に関する条約」、3段落目「子どもの権利条約」は統一したほうが良いと思います。ただ、平成15年に制定した多治見市子どもの権利に関する条例に子どもの権利条約と書いてあるならば、読者は両者が同じ条約だと分からないかもしれないので、何らかの説明がいるのではないのでしょうか。このままだと別の条約と思ってしまうかもしれません。

19ページの4)「子どももおとなも」と有りますが、「おとな」はひらがな表記で良かったでしょうか。

○事務局 子どもの権利条例で統一しています。

○委員長 見やすくするために、22ページ最下部の「※成年後見制度」を次ページに移したほうが良いかと思います。また、29ページ「※えせ同和行為」の説明書きはどこから引用していますか。

○事務局 えせ同和行為は前回の指針に記載されている内容としています。説明が分かりにくいので、法務省等が出している内容に修正します。

○委員 35ページの施策の方向で、説明文に「教育・」を追加したほうが良いかと思います。

○事務局 他の箇所でもあるので全て修正します。

○委員長 40ページの※の説明書き2点ですが、性的指向と性自認は前回指針の説明文でしょうか。国が法律を制定したので、国の説明内容に合わせたほうが良いかと思います。

43ページ「避難所開設・運営の手引き」について説明書きがあったほうが分かりやすいかと思います。避難所運営については、市民が主体になると思いますので、平時から確認できるようにしておけば、いざというときに対応しやすいかと思います。

48ページ、49ページ、52ページの施策の方向についてカギ括弧が無いので追加をお願いします。

○委員 前回までの委員会の中でお話もありましたが、現状と課題でグラフから課題を取り上げられていますが、一部グラフから引用されていない点もございますが、

この点はこのままいかれますか。

取り消し線が残ったままのものがあるので、修正をお願いします。

○事務局 現状と課題はこのままと考えています。取り消し線については修正します。

○委員長 67ページの日本国憲法ですが、人権に関する条項が日本国憲法の第3章に明記されています。今回の指針を見ると第3章の一部だけを抜粋していますが、これは前回と同様でしたか。今回の指針には人身取引の事項もあるので第18条を追加したほうが良いし、ほかにも、働く人や被疑者など指針本文と合わせるのであれば、第3章を全部載せるのも良いかと思います。

また、憲法第98条も入れていただいたほうが良いかと思います。日本国憲法が日本の最高法規であること、なぜ国際条約を遵守しなければならないかなどが明記されているので載せたほうが良いです。

○委員長 ほかにご意見、誤字脱字、用語の説明など何かございましたらよろしくお願いします。とりあえずないようですが、後で浮かぶものもあるかと思うので、その際は意見シートの提出をお願いします。

○事務局 各委員に意見シートを送付させていただきます。3月7日までに提出いただいて、その意見と今回の策定委員会のご意見とを、委員長と協議させていただきます。

今回の指針については冊子にはしませんので、ホームページ等に掲載します。

○委員長 これで4回の策定委員会が終了しますが、1回目から皆様方にいろいろな意見を提示していただけたので、委員長としてとても進めやすく感謝しております。本当にありがとうございました。誤字脱字のチェックも含め最終的なチェックは事務局と私の方で行うということで、お許しいただけたらと思います。1年間にわたり、本当にありがとうございました。これにて、第4回多治見市人権施策推進指針策定委員会を終了いたします。